

企業版ふるさと納税の現状と課題：2020年度改正の影響

鈴木 善 充

抄録

本稿では、2016年度から開始された企業版ふるさと納税の現状と課題を述べるとともに、2020年度に実施された制度改正の影響を分析した。本稿の分析によって以下のことがわかった。

第1に、2016年から2021年度にかけての寄附額の分布を計測することで以下のことがわかった。寄附額の平均値、中央値、四分位値は増加傾向にあり、企業版ふるさと納税の寄附額の分布が広がっていることがわかった。特に四分位値は制度改正前後で423万円から1,200万円に大きく増加している。

第2に、改正前後における都道府県別の寄附額の変化を分析することで以下のことがわかった。改正前後において寄附額上位10に留まっているのは、北海道、青森県、広島県、茨城県、岩手県、岡山県となっている。中でも北海道と青森県は2年連続で1位と2位となっている一方で、改正前後において寄附額下位10に留まっているのは、鳥取県、和歌山県、沖縄県、東京都、山梨県、山口県となっていることがわかった。

改正前後において寄附額が伸びている上位10は、愛知県、三重県、愛媛県、静岡県、熊本県、群馬県、福島県、山口県、山梨県、徳島県となっている。特に愛知県、三重県、愛媛県は、改正前はかなり少額であったものが、改正後には大きく寄附額が伸びていることがわかった。改正前後において寄附額が減少したのは、埼玉県、福井県、香川県、佐賀県の4県のみである。

第3に、総務省による地域区分でみると以下のことがわかった。最も寄附額が上昇しているのは、東海地域であり、その次に寄附額が上昇しているのは、四国地域である。これらの地域は過去には寄附額が少なかったが、現在では大きく改善していることがわかった。

第4に、改正前後の自治体の事業数と寄附額を比較することで以下のことがわかった。改正前である2019年度において事業を立てた自治体数は398団体であり、これらのうち、改正後である翌年（2020年度）においても継続して事業を立てた自治体数は364団体に上っている。改正前において事業を立てた自治体のうち、寄附額がゼロであった自治体数は102団体であったが、これらのうち、改正後においては56団体が寄附を集めることができ、新たに集められた寄附金額は96億5,712万円に達することがわかった。

第5に、企業型ふるさと納税の事業費と寄附額対事業費の推移をみると以下のことがわかった。2020年改正による手続きの簡素化は自治体に多くの事業を立ち上げさせることになったが、事業プログラムが急増してしまい、全く寄附を集めることができない事業プログラムが増加していることがわかった。

企業型ふるさと納税の課題としては、以下が指摘できる。企業型ふるさと納税は2020年改正によって多くの自治体が地方創生に関わる事業プログラムを策定することにつながった。しかし寄附額対事業費では、低い値に留まっている。自治体においてはより企業にとって魅力的な事業を提案することが求められる。企業にとって魅力的な事業とは、SDGsへの取り組みによるCSR活動を通じてス

テークホルダーとの関係性が向上できるようなものとなる。

キーワード

企業版ふるさと納税、寄附、地方創生、法人税

On the Corporate version hometown tax: Trend and Issue from a revision in 2020FY.

Suzuki, Yoshimitsu

Abstract

This article discusses the current status and challenges of corporate version hometown tax that began in the fiscal year 2016. It also analyzes the impact of the system revision implemented in the fiscal year 2020. The analysis in this article revealed the following:

First, by measuring the distribution of donations from 2016 to 2021, it was found that the average, median, and quartile values of donation amounts are on an upward trend. This indicates that the distribution of donation amounts for corporate version Furusato N?zei has widened. Particularly noteworthy is the substantial increase in the quartile value, which has risen from 4.23 million yen to 12 million yen after the system revision.

Second, an analysis of changes in donation amounts by prefecture revealed that the top 10 contributors before and after the revision included Hokkaido, Aomori, Hiroshima, Ibaraki, Iwate, and Okayama. Notably, Hokkaido and Aomori remained in the top two positions for two consecutive years. On the other hand, the bottom 10 contributors both before and after the revision included Tottori, Wakayama, Okinawa, Tokyo, Yamanashi, and Yamaguchi.

Among the top 10 contributors that saw an increase in donations before and after the revision are Aichi, Mie, Ehime, Shizuoka, Kumamoto, Gunma, Fukushima, Yamaguchi, Yamanashi, and Tokushima. Particularly, Aichi, Mie, and Ehime experienced significant growth in donations after the revision, despite relatively low contributions before the change. The only four prefectures where donations decreased before and after the revision are Saitama, Fukui, Kagawa, and Saga.

Third, when considering regional divisions by the Ministry of Internal Affairs and Communications, it was observed that the regions with the highest increase in donations are the Tokai region, followed by the Shikoku region. These regions had previously seen lower donation amounts but have significantly improved.

Fourth, a comparison of the number of programs and donation amounts by municipalities before and after the revision revealed that in the fiscal year 2019, 398 municipalities had implemented programs. Among these, 364 municipalities continued to run programs in the following year (2020) after the revision. Of the municipalities that had programs before the revision, 102 had received zero donations. However, after the revision, 56 of these municipalities were able to collect donations, totaling 9,657.12 million yen in newly collected contributions.

Fifth, when examining the expenses of corporate version hometown tax programs and the

ratio of donations to expenses, it was found that the simplification of procedures in the 2020 revision led to many municipalities launching programs. However, this also resulted in a rapid increase in program offerings, and some programs were unable to collect any donations at all.

As for the challenges of corporate version hometown tax, it can be noted that while the 2020 revision encouraged many municipalities to create programs related to regional revitalization, the ratio of donations to expenses remains low. Municipalities are encouraged to propose more attractive programs for companies. Attractive programs for companies typically involve improving stakeholder relationships through CSR activities related to SDGs.

Key words

corporate version hometown tax, donation, regional revitalization, corporate tax

目 次

1. はじめに
2. 企業版ふるさと納税制度について
(制度の概要)
3. 分析結果
4. おわりに

1. はじめに

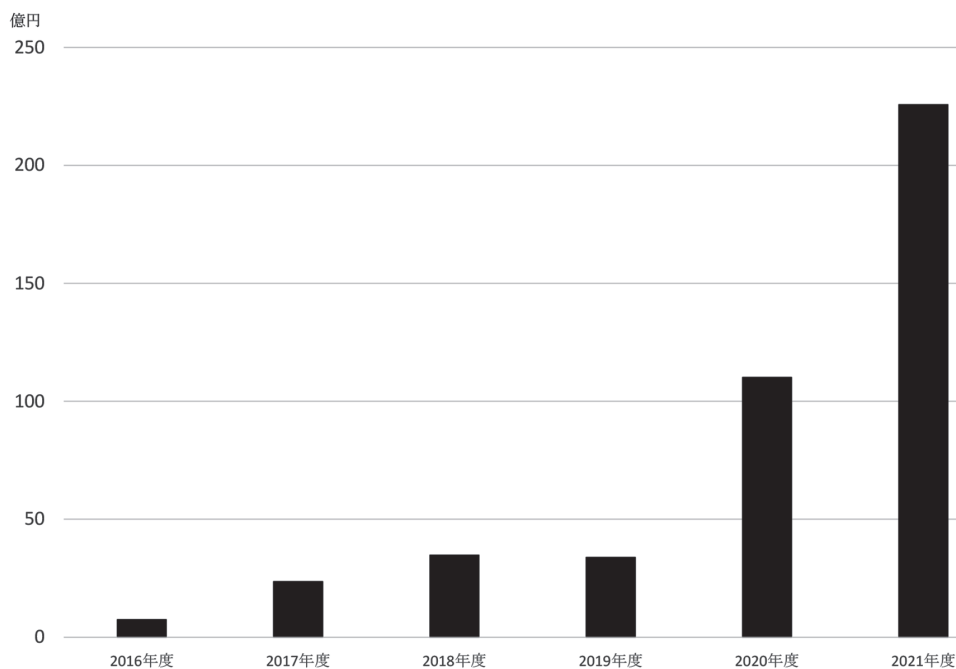
2008年度から開始された個人版ふるさと納税は開始年度では81.4億円だったものが、2021年度では8,302億円にまで達している。個人版ふるさと納税に対しては制度に対する批判あるいは都市部からの税の流出などに対する批判が存在する⁽¹⁾。一方で、「2,000円でお得な返礼品が自治体からもらえる。」という制度の存在と、ふるさと納税を支援する業者のCM やマスコミからの情報によって国民に制度が広く知られるようになった。

個人版ふるさと納税は自治体への寄附を税制面で優遇するものである。これは税収が減収になったとしても、それ以上に寄附が増加することで、公益に資することが期待されるからである。

個人だけでなく、企業に対しても自治体への寄附を優遇する制度として企業版ふるさと納税が2016年度から開始された。企業版ふるさと納税は地方創生応援税制である。寄附額は2016年度から開始され直近のデータである2021年度まで2019年度を除いて増加傾向にある。

図1は企業版ふるさと納税の寄附実績の推移を表したものである。寄附額は2016年度においては7億4,693万円であったものが、2019年度においては33億8,028万円になって1つの区切りとなった。2020年度において企業版ふるさと納税は寄附の優遇措置の拡充と手続きの簡素化という改正がなされた。この改正により2020年度においては、寄附額は110億1,095万円と急増し、翌年の2021年度においても225億7,450万円と急増している。

そこで本稿では2020年度の企業版ふるさと納税の現状と制度改正の概要を説明するとともに、改正の影響を分析する。分析の結果を踏まえて最後に課題を述べることにする。



出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。

図1 企業版ふるさと納税の寄附実績の推移

2. 企業版ふるさと納税制度について⁽²⁾

（制度の概要）

本節ではまず、企業版ふるさと納税制度の目的と特徴について述べる。次に企業版ふるさと納税が急伸した要因である2020年改正の内容について述べる。

企業版ふるさと納税は2016年から開始された。企業版ふるさと納税制度の正式名称は「地方創生応援税制」である。この制度は、その名の通り、内閣官房・内閣府が所管して

推し進める地方創生政策の一環となっている。これは当時の政府与党の税制改革大綱に見ることができる。大綱では「平成28年（2016年）度税制改革大綱（抄）」において、企業版ふるさと納税制度の目的として、「地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民を挙げて当該事業を推進することができるように、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設する。」としている⁽³⁾。企業版ふるさと納税制度は、2019年度までの措置とされた。これは地方創生の基本方針における国と地方の長期ビジョンが2015年度から2019年度に設定されていることによっていた。

制度が開始された当時の企業版ふるさと納税の適用への流れは以下のようになっている。まず自治体は地方総合戦略を策定し、それに基づいて地域再生計画を作成する。次に自治体は内閣府から地域再生計画の認定を受ける必要がある。認定を受けた地域再生計画に対して企業は寄附をおこなうことができる。この寄附を優遇する制度が企業版ふるさと納税制度となる。地方交付税不交付団体である東京都と不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となっている。また企業の本社が所在地となっている地方公共団体対象外となっている。寄附を行う企業は、寄附先の自治体から経済的な見返りを受けてはならないとされている。

このように企業版ふるさと納税は、自治体が作成した具体的な計画に対する寄附を優遇するものであり、寄附先からの経済的な見返りを禁止しているところが個人版ふるさと納税とは異なる点である。個人版ふるさと納税は寄附の使い道についての情報公開度が自治体によって異なっている点と過度な返礼品という経済的な見返りの存在が指摘されてきた⁽⁴⁾。企業版ふるさと納税は個人版ふるさと納税の問題点の一部を解決させているものといえる。

企業の自治体への寄附を優遇する制度として、寄附金の全額が損金算入されるというのは、企業版ふるさと納税制度の開始前から存在していた。この制度を利用すれば、法人税の実効税率である約3割の税負担が軽減されることになる⁽⁵⁾。企業版ふるさと納税を開始するにあたっては、約3割の軽減にどれだけ上乗せするかが検討課題となっていた。当時の与党（自由民主党・公明党）は「平成28年度税制改正大綱（抄）」において「現行の損金算入措置に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する。」とした⁽⁶⁾。追加された寄附額に対する控除額の割合は約3割となる。寄附額に対する控除の割合は法人事業税で1割、法人住民税で2割であり、法人住民税で2割に達しない残り分を法人税で控除することができるようになっている⁽⁷⁾。

法人税制における応益性の観点から税の流出の規模が大きくならないように控除額には、上限が設定されている。なお、税の流出による減収分は基準財政収入額に反映されることになっている。したがって交付団体は国から地方交付税によって減収分を補填される。上限は、法人住民税と法人事業税において20%とされ、法人税は5%が設定されている⁽⁸⁾。

法人に対する課税として国税と地方税が対象とされ、地方税が優遇されている理由として、末松（2016）は「地方創生は国と地方が一体となって取り組むべき国家的課題であることから（中略）本税制の活用により、第一義的には企業の寄附により地方財政全体にプラスの影響をもたらされることを考慮したことによる。」と指摘している⁽⁹⁾。

（2020年度改正の概要）

国と地方の長期ビジョンは2015年度から2019年度に設定されていた。これが2020年度税制改正により、企業版ふるさと納税は5年間の延長と拡充がなされた。改正された制度は2020年4月1日以降に寄附をする企業の事業年度から適用される。改正前では、税額控除の割合が6割であったものが改正後において9割にまで拡充されることになった⁽¹⁰⁾。図2は2020年度改正の概要を表したものである。

2020年度改正においては、寄附をする企業側と寄附を受ける自治体側の双方にとって手続きの簡素化がなされた。自治体にとっては、自らが作成する地域再生計画の記載と手続きの簡素化がなされた。改正前では自治体が個別の事業毎に地域再生計画を作成し、国が認定することになっていたものが、改正後では自治体が包括的な地域再生計画を作成することで済むことになった⁽¹¹⁾。また自治体は事業が完了してからでないと、寄附を受け入れた支出をすることができなかったものが、改正後では、事業認定を受けた段階で事業が着手される前から寄附を受け入れることができるようになった。

（改正前）	損金算入（約3割） 国税+地方税	（2割） 法人住民税+法人税	（1割） 法人事業税	（4割） 企業負担
（改正後）	損金算入（約3割） 国税+地方税	（4割） 法人住民税+法人税		（2割） 法人事業税 （1割） 企業負担

出所：内閣府『企業版ふるさと納税の拡充・延長』より作成。

図2 2020年度改正の概要

企業にとっては、寄附を実行する時期に対する制限が緩和されることになった。改正前では、自治体が事業認定を受けるまで寄附を希望することができなかったものが、先述したように、事業認定を受けた段階で寄附をすることができるようになった。

3. 分析結果

前節で述べたように企業版ふるさと納税の2020年度改正は寄附をおこなう企業と受け入れる自治体にとって大きく規制が緩和されたことになる。本節では、2016年度から2021年度までのデータを検討することによって制度改正の影響を分析することにする。

表1は2016年から2021年度にかけての寄附額の分布をまとめたものである。平均値は2016年度が515万円であったものが、毎年にかけて増加し、2021年度では2,257万円となっている。この期間中に中央値は2016年度が130万円から2019年度に160万円までの増加であったものが、2020年度では500万円にまで急増している。2021年度においても中央値は500万円となっている。

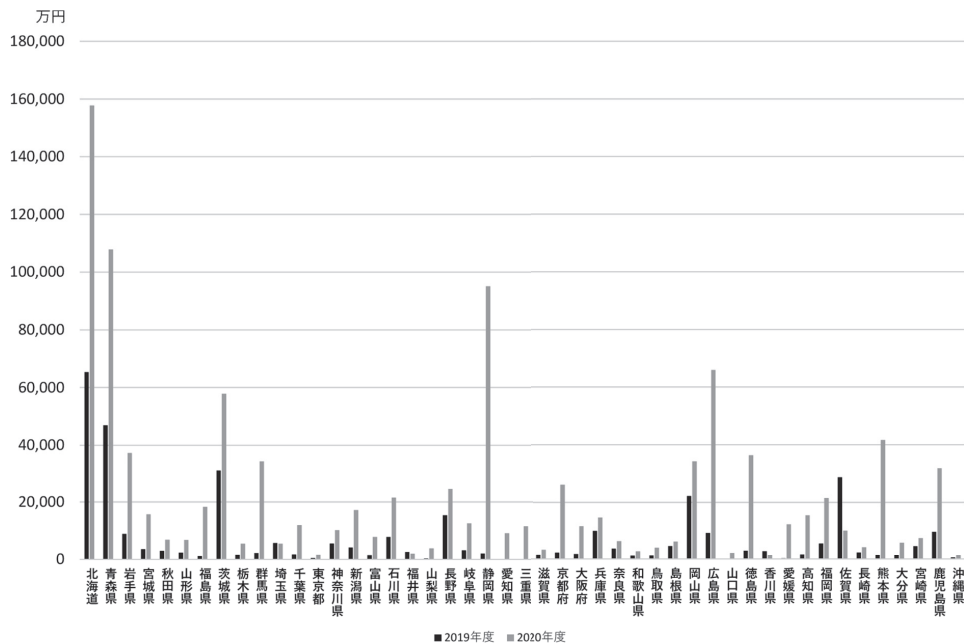
散らばり具合を表し、分布の極端なはずれ値の影響を除いた安定的な数値である四分位値（75%範囲）は2016年度では500万円であり、2019年度の423万円まで増減となるが、2020年度では1,200万円、2021年度では1,230万円にまで増加している。最大値にいたっては2016年度では6,800万円であったものが、2021年度では17億4,407万円にまで達している。これらのことから企業版ふるさと納税の金額の分布が広がっていることがわかる。

図3は2020年度改正前後における都道府県別の寄附額の変化をまとめたものである。改正前後において寄附額上位10に留まっているのは、北海道、青森県、広島県、茨城県、岩手県、岡山県となっている。中でも北海道と青森県は2年連続で1位と2位となっている。一方で、改正前後において寄附額下位10に留まっているのは、鳥取県、和歌山県、沖

表1 企業版ふるさと納税による寄附額の分布（単位：万円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平均値	515	709	903	837	1,966	2,257
中央値	130	150	160	160	500	500
四分位置	500	513	500	423	1,200	1,230
最小値	10	10	10	10	10	10
最大値	6,800	20,379	40,067	33,528	100,830	174,407

出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。



出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。

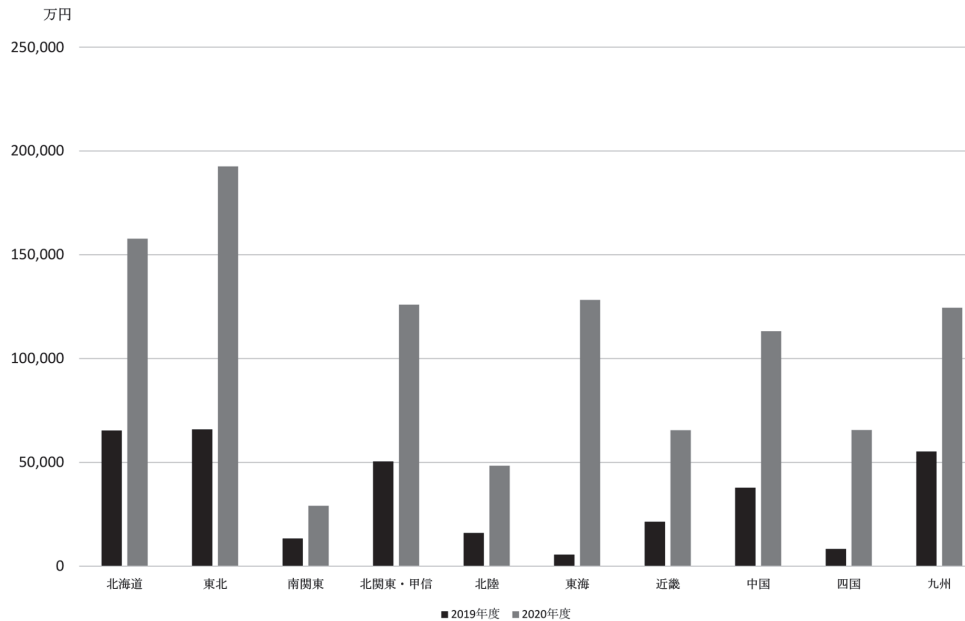
図3 都道府県別の寄附額の変化

縄県、東京都、山梨県、山口県となっている。

改正前後において寄附額が伸びている上位10は、愛知県、三重県、愛媛県、静岡県、熊本県、群馬県、福島県、山口県、山梨県、徳島県となっている。特に愛知県、三重県、愛媛県は、改正前はそれぞれ150万円、200万円、232万円と少額であったものが、改正後にはそれぞれ9,108万円、1億1,532万円、1億2,367万円と大きく寄附額が伸びている。改正前後において寄附額が減少したのは、埼玉県、福井県、香川県、佐賀県の4県のみである。

図4は地域別の寄附額の変化を表したものである。地域の区分は総務省にしたがった¹²⁾。図4によると、改正後ではすべての地域において寄附額が上昇していることがわかる。中でも最も寄附額が上昇しているのは、東海地域であり、改革後の寄附額は改革前の23.1倍となっている。その次に寄附額が上昇しているのは、四国地域であり、改革後の寄附額は改革前の7.9倍となっている。

鈴木（2021）は、「16年度から19年度の合計金額を視ると、10億円を超える東北、北関東・甲信、九州、北海道、中国と7億円に満たない近畿、北陸、東海、四国、南関東の2グループに分かれる。」と指摘しているが¹³⁾、東海地域と四国地域は寄附額が大きく伸びた



出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。

図4 地域別の寄附額の変化

ことがわかる。

次に改正前後において各自治体がどのような行動をとり、結果はどうであったのかについてみてみよう。表2は改正前の事業を立てていた自治体が改正後にどのような結果になったのかについてまとめたものである。

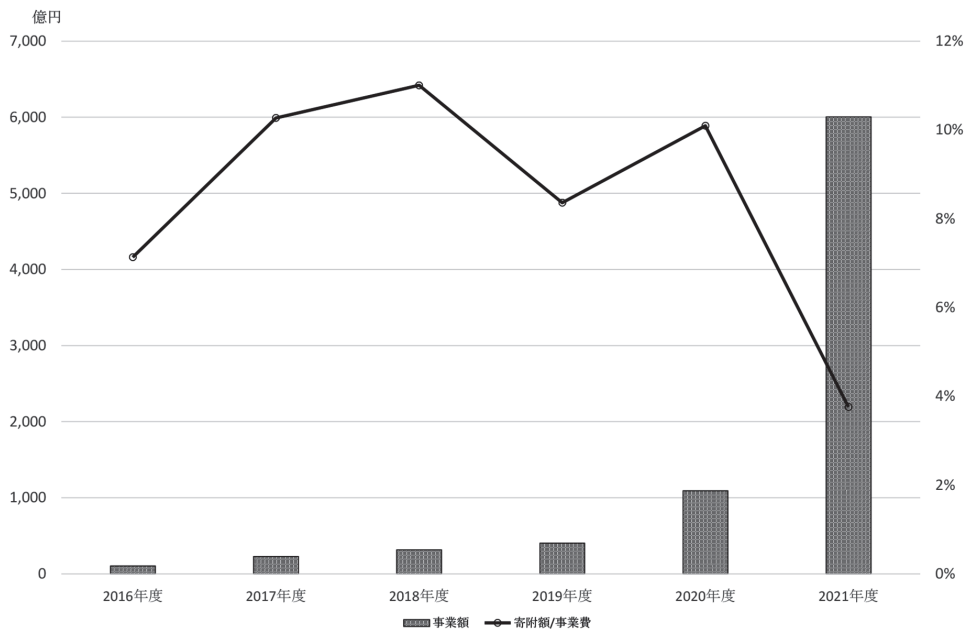
まず、改正前である2019年度において事業を立てた自治体数は398団体である。この398団体のうち、改正後である翌年（2020年度）においても継続して事業を立てた自治体数は364団体となっている。およそ91%の団体が改正後においても事業を立てたことになる。改正前において事業を立てた自治体のうち、寄附額がゼロであった自治体数は102団体であった。この102団体のうち、改正後においては56団体が寄附を集めることができ、新たに集められた寄附金額は96億5,712万円に達することがわかった。

図5は企業型ふるさと納税の事業費と寄附額対事業費の推移を表したものである。前述したように企業型ふるさと納税は開始当初から着実に増加し、2020年改正によって急増している。2020年改正による手続きの簡素化は自治体に多くの事業を立ち上げさせることになった。これによって事業費は寄附額より急増している。寄附額対事業費でみると、開始年度である2016年度では7%であったものが、2018年度では11%に達しているが、改正後

表2 改正前後における寄附額の変化

	改正前 2019年度		改正後 2020年度
事業を立てた自治体数	398	→	364
	募集継続自治体数		
うち、寄附額ゼロだった自治体数	102	→	56 (96億5,712万円)
	寄附が発生した自治体数		

出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。



出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。

図5 事業費と事業費対寄附額の推移

の2021年度では4%にまで減少している。これは手続きの簡素化によって事業プログラムが急増してしまい、全く寄附を集めることができない事業プログラムが増加している

ことによるものだ。

企業型ふるさと納税は2020年改正によって多くの自治体が地方創生に関わる事業プログラムを策定することにつながった。しかし寄附額対事業費では、低い値に留まっていることがわかった。企業にとっては事業プログラムが多すぎてどれに寄附をすればよいのか迷っていることが推察できる。

4. おわりに

本節では本稿で得られた結果をまとめるとともに、企業版ふるさと納税の課題について述べることにしよう。2016年度から開始された企業版ふるさと納税は直近のデータである2021年度まで2019年度を除いて増加している。2019年度から2020年度にかけて寄附額は急増し、これは2020年度の制度改正による制度の拡充と自治体と企業側における手続きの緩和によるものである。

第1に、2016年から2021年度にかけての寄附額の分布を計測することで以下のことがわかった。平均値は2016年度が515万円であったものが、毎年にかけて増加し、2021年度では2,257万円となっていることがわかった。また同じ期間中に中央値は2016年度が130万円から2019年度に160万円までの増加であったものが、制度改正を受けて2020年度では500万円にまで急増していることがわかった。四分位値では2016年度では500万円であり、2019年度の423万円まで増減となるが、2020年度では1,200万円、2021年度では1,230万円にまで増加していることがわかった。これらのことから企業版ふるさと納税の金額の分布が広がっていることがわかった。

第2に、都道府県別の寄附額の変化を分析することで以下のことがわかった。改正前後において寄附額上位10に留まっているのは、北海道、青森県、広島県、茨城県、岩手県、岡山県となっている。中でも北海道と青森県は2年連続で1位と2位となっている一方で、改正前後において寄附額下位10に留まっているのは、鳥取県、和歌山県、沖縄県、東京都、山梨県、山口県となっていることがわかった。

改正前後において寄附額が伸びている上位10は、愛知県、三重県、愛媛県、静岡県、熊本県、群馬県、福島県、山口県、山梨県、徳島県となっている。特に愛知県、三重県、愛媛県は、改正前はかなり少額であったものが、改正後には大きく寄附額が伸びていることがわかった。改正前後において寄附額が減少したのは、埼玉県、福井県、香川県、佐賀県の4県のみである。

第3に総務省による地域区分で見ると以下のことがわかった。改正後においてすべて

の地域が寄附額が上昇していることがわかった。中でも最も寄附額が上昇しているのは、東海地域であり、改革後の寄附額は改革前の23.1倍であり、その次に寄附額が上昇しているのは、四国地域であり、改革後の寄附額は改革前の7.9倍となっていることがわかった。東海、四国地域は過去には寄附額が少なかったが、現在では大きく改善していることがわかった。

第4に改正前後において各自治体がどのような行動をとり、結果はどうであったのかについてみた結果、以下のことがわかった。改正前である2019年度において事業を立てた自治体数は398団体であり、これらのうち、改正後である翌年（2020年度）においても継続して事業を立てた自治体数は364団体に上っている。改正前において事業を立てた自治体のうち、寄附額がゼロであった自治体数は102団体であったが、これらのうち、改正後においては56団体が寄附を集めることができ、新たに集められた寄附金額は96億5,712万円に達することがわかった。

第5に、企業型ふるさと納税の事業費と寄附額対事業費の推移をみると、2020年改正による手続きの簡素化は自治体に多くの事業を立ち上げさせることになった。寄附額対事業費でみると、開始年度である2016年度では7%であったものが、2018年度では11%に達しているが、改正後の2021年度では4%にまで減少している。これは手続きの簡素化によって事業プログラムが急増してしまい、全く寄附を集めることができない事業プログラムが増加していることによるものであることがわかった。

さいごに企業型ふるさと納税の課題について述べることで本稿を閉じることにしよう。企業型ふるさと納税は2020年改正によって多くの自治体が地方創生に関わる事業プログラムを策定することにつながった。しかし本稿で指摘しているように、寄附額対事業費では、低い値に留まっている。自治体においてはより企業にとって魅力的な事業を提案することが求められる。企業にとって魅力的な事業とは、SDGs への取り組みによる CSR 活動を通じてステークホルダーとの関係性が向上できるようなものとなる。

2020年改正によって手続きの簡素化がなされ、自治体は具体的な事業を決める前から寄附を募集できるようになった。このことによって住民が必要としないレベルの防災・災害対策事業が策定され多額の寄附を集めたが、事業が直前に取りやめになる事例がニュースとして取り上げられている⁴⁴。手続きの簡素化によって寄附が何に使われるのかについて不透明になっているおそれがある。

企業版ふるさと納税は2020年度改正によって新しい制度となり、自治体と企業にとってより相互利益が得やすい制度設計となった。企業版ふるさと納税は今後の多くの成功事例

を重ねることによって地方創生に大きく貢献することが期待される。

(注)

- (1) 個人版ふるさと納税における問題点については橋本・鈴木(2017)および佐藤(2017)を参照。
- (2) 本節は鈴木(2023)の一部を加筆修正したものである。
- (3) 「平成28年度税制改革大綱(抄)」より引用。
- (4) 橋本・鈴木(2017)を参照。
- (5) 国税と地方税で実効税率は29.74%である。
- (6) 自由民主党・公明党(2015)より引用。
- (7) 寄附額の1割までという限度額が設定されている。
- (8) 法人事業税においては、地方法人特別税の廃止後は15%となる。(2019年9月廃止)
- (9) 末松(2016) p.115より引用。
- (10) 制度改正についての詳細については、鈴木(2021)および鈴木(2023)を参照。
- (11) 詳細な改正内容については鈴木(2021)を参照。
- (12) 総務省ウェブサイト (<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/1997/3-1.html> (閲覧日：2023年6月6日))
- (13) 鈴木(2021) p.27より引用。
- (14) 福島県国見町の事例であり、河北新報(2023年2月3日(朝刊))による。

参考文献

- ・佐藤主光(2017)「ふるさと納税の是非(下)返礼品部分 控除対象外に」日本経済新聞「経済教室」(2017年4月7日)。
- ・自由民主党・公明党(2015)「平成28年度税制改正大綱(抄)」。
- ・末松徹郎(2016)「地方創生における財政支援について(後編)―地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設―」『地方財政』第55巻第6号(2016年6月号), pp.110-128。
- ・鈴木善充(2021)「企業版ふるさと納税についての検討」『近畿大学短大論集』第54巻第1号, pp.19-31。
- ・鈴木善充(2023)「企業版ふるさと納税の特色」『生活経済政策』No.316, pp.19-23。
- ・橋本恭之・鈴木善充(2017)「ふるさと納税の是非(上)自治体, 寄付の用途公表を」『経済教室』, 日本経済新聞(2017年4月6日)。